

訪問入浴サービス事業

■ 事業概要

重度の身体障がいのある方で、家族の介助では入浴が困難な方に対して、自宅を訪問し入浴の介助を行う事業です。

■ 対象要件

居宅において同居者の介助のみで入浴させることが困難な重度身体障がい者及び同程度の難病患者

※ 次のいずれかに該当する者は、事業の対象となりません。

- ① 介護保険法に基づく訪問入浴サービスの給付を受けることができる者
- ② 他の入浴サービスが利用できる者
- ③ 医師の診断により入浴が許可されない者
- ④ その他訪問入浴サービスの利用が適当でないと認める者

■ 利用料金

・原則、利用にかかる費用の1割を負担

例 看護職員1名以上介護職員2名以上により実施した場合 1,250円
介護職員3名以上により実施した場合 1,187円
全身入浴が困難で清拭又は部分浴を実施した場合 875円

■ 利用手続

・利用を希望する方は、社会福祉課窓口で申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- ① 「訪問入浴サービス事業利用申請書」…窓口で用紙をお渡しします。
- ② 「診断書（医師意見書）」…医師に作成を依頼してください。
- ③ 身体障害者手帳など対象者とわかるもの

・後日、審査の結果、承認決定した場合は社会福祉課から受給者証を送付します。利用希望の登録事業所に受給者証を提示してください。

・事業所と契約後、利用します。利用後、自己負担額を事業所に支払います。

■ 利用できる施設（R5.2現在）

施設名	住所	電話番号
株式会社 福祉の里 土岐事業所	土岐市土岐口中町3丁目96	0572-53-0380
アサヒサンクリーン在宅介護センター恵那	恵那市長島町正家1117-1	0573-59-8420